

公益財団法人あいち男女共同参画財団役員及び評議員の報酬等
並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人あいち男女共同参画財団（以下「本財団」という。）定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定めるもののうち、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用は除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には報酬及び通勤手当を月額で支給することとし、その支給方法は、財団職員の給与の支給方法の例による。
- 3 非常勤役員には理事会への出席及び監事監査の実施等、必要の都度、報酬を支払うことができる。
- 4 評議員には評議員会に出席等、必要の都度、報酬を支払うことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、常勤の事務局職員が役員等の職を兼ねるときは、その兼ねる役員等としての報酬等は支給しない。

(報酬の額)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める金額を限度として、評議員会の決議を経て決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、年額総額90万円を限度として、別表2に定める金額を支給する。
- 3 評議員に対する報酬の額は、定款第16条に定める年額総額を限度として、別表3に定める額を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が本財団の用務のため旅行したときは、その旅行について職員の例により旅費を支給する。

(補足)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行なう。

2 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

常勤役員報酬支給限度額

区分	報酬額（年額）
理事長	800万円
専務理事	700万円

別表2

非常勤役員報酬表

区分	報酬額（1回当たり）
理事	15,000円
監事	15,000円

別表3

評議員報酬表

区分	報酬額（1回当たり）
評議員	15,000円